

新型コロナウイルス感染症への対応について(第28報)

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおり報告します。

1. 報告事項

- (1) 市長メッセージ **別紙1**のとおり
- (2) 公共施設の対応方針について **別紙2**のとおり
(地域創生部市民協働室協働推進課他)
- (3) 市及び指定管理者主催イベントの対応方針について **別紙3**のとおり
(地域創生部市民協働室文化スポーツ課)
- (4) 市内保育施設及び放課後児童クラブの対応について **別紙4**のとおり
(子ども・未来部子育て応援室保育振興課他)
- (5) 健康診査事業及び乳幼児健診の変更について **別紙5**のとおり
(福祉共生部健康推進課健康増進課他)
- (6) 市内福祉事務所(訪問系サービス)への防護具の提供について **別紙6**のとおり
(福祉共生部健康推進室介護保険課他)
- (7) 新型コロナウイルス感染症にかかる緊急雇用対策について **別紙7**のとおり
(経営管理部行政管理室人事課)
- (8) 乳幼児健康診査の延期について **別紙8**のとおり
(子ども・未来部子ども未来室すくすく子育て課)

別紙 1

市長メッセージ

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」の発令について

4月7日、政府から新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が兵庫県をはじめとする7都府県に発令されました。これは、「兵庫県においては、都市部を中心に大規模な感染の広がりが懸念される危機的状況である」という重大な警告であります。

現在のところ、三田市では、多くの市民の皆さんの冷静な行動により3月6日に最初の感染が確認されて以来、大きな感染の広がりが見られませんが、油断すれば、感染が広がる可能性が十分にあります。

三田市では、国や県の指導のもと、近隣の市町と緊密な連携を図りながら、市民の皆さんの健康と生活を守る取り組みを全力で進めております。しかしながら、行政だけの取り組みでは「今そこにある危機」を乗り切ることはできません。市民一人一人の取り組みが欠かせません。

市民の皆さんにおかれましても、「自分を守り、周りの人たちを守る」ために、「密閉空間、密集場所、密接場面」を避けることの徹底やきめ細かな手洗いの励行などの基本的な行動を、毎日確実に行って下さい。そうした一人一人の行動のつながりが、新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息につながると思います。市民の皆さんのご理解ご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

令和2年4月8日 三田市長 森 哲男

別紙2

緊急事態宣言に伴う公共施設の対応方針について

4月7日付けをもって発出された緊急事態宣言に基づく緊急事態措置として、同日付で示された兵庫県の対処方針に基づいて、**現在利用可能な市の公共施設を含めて貸館利用を全面的に停止**するとともに、**利用停止期間を5月6日（水）まで延長**します。

また**市立図書館及び屋外スポーツ施設のうち有料施設についても同期間の利用停止**とします。

対象施設一覧

該当施設	現状	変更後
①さんだ・広野・藍・フラワータウン・ウッディタウン各市民センター、有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、ふれあいと創造の里、総合福祉保健センター	貸館の停止： 3/14～4/15 オープンスペース等の利用制限： 3/7～4/15	貸館の停止： 3/14～ <u>5/6</u> オープンスペース等の利用制限： 3/7～ <u>5/6</u>
②まちづくり協働センター	オープンスペース等の利用制限： 3/7～4/15	<u>貸館の停止：</u> <u>4/9～5/6まで</u> オープンスペース等の利用制限： 3/7～ <u>5/6</u>
③総合文化センター（郷の音ホール）	大・小ホールとその利用に必要な施設及び駐車場以外の利用停止： 3/14～4/15	<u>貸館の全面停止：</u> <u>4/9～5/6まで</u> ※駐車目的の駐車場利用のみ可
④図書館（本館、ウッディタウン分館、藍分室）	休館：3/7～4/15 ※館外での予約本の受渡、返却可。本館で金曜日を除き「青空図書館」を開設。移動図書館は運行。	<u>移動図書館を含めて全面休館、貸出予約受付の中止：</u> 3/7～ <u>5/6</u> ※電子図書館は利用可
⑤学校施設開放	体育館等の屋内施設の利用停止：3/2～4/19	<u>屋外施設の利用停止：</u> <u>4/9～5/6まで</u> 屋内施設利用停止：3/7～ <u>5/6</u>
⑥学習施設（有馬富士学習センター・ふるさと学習館・旧九鬼家住宅資料館・三輪明神窯史跡園）	休館：3/7～4/15	休館：3/7～ <u>5/6</u>

⑦文化施設（ガラス工芸館・野外活動センター・淡路風車の丘・心道会館）	休館：3/7～4/15	休館：3/7～ <u>5/6</u>
⑧屋内スポーツ施設（アメニス城山体育館、親和学園駒ヶ谷体育館、ふれあいと創造の里勤労者体育館、高平ふるさと交流センター多目的ホール）	利用停止：3/7～4/19	利用停止：3/7～ <u>5/6</u>
⑨屋外スポーツ施設（城山公園、駒ヶ谷運動公園、三田谷公園、中央公園、下青野公園、小野公園、学園東公園、テクノ公園、ふれあいと創造の里多目的グラウンド、高平ふるさと交流センターグラウンド）	更衣室、シャワー室の利用停止：3/7～4/19	<u>有料施設（野球場、陸上競技場、グラウンド、テニスコート等）の利用停止：4/9～5/6まで</u> 更衣室、シャワー室の利用停止：3/7～ <u>5/6</u> ※都市公園は閉鎖しませんが、利用の際には感染拡大防止にご配慮をお願いします。
⑩地域子育て支援拠点（駅前子育て交流ひろば、駒ヶ谷運動公園子育て交流ひろば、地域子育て支援センター、多世代交流館）	閉室：3/5～4/15	閉室：3/5～ <u>5/6</u>
⑪児童厚生施設（池尻児童館）	休館：3/5～4/15	休館：3/7～ <u>5/6</u>
⑫多世代交流施設（多世代交流シニア・ユースひろば）	休館：3/5～4/15	休館：3/7～ <u>5/6</u>

①～⑦ 地域創生部市民協働室協働推進課（担当：足立）直通 559-5039（内線 2470）
 ⑧・⑨ まちの再生部地域整備室公園みどり課（担当：青野）直通 559-5110（内線 2840）
 ⑩～⑫ 子ども・未来部子ども未来室すくすく子育て課（担当：横溝）電話 559-5079（内線 2610）

別紙3

緊急事態宣言に伴う市及び指定管理者主催イベントの対応について

現在、不要不急の活動の自粛を要請しており、市主催のイベントは5月6日（水）まで、中止又は延期しているところです。

今般、4月7日付けをもって発出された緊急事態宣言に基づく緊急事態措置として同日付けで示された兵庫県の対処方針に基づいて、**市主催イベントに加えて、現在自粛要請している市公共施設の指定管理者が主催する5月6日（水）までのイベント及び集会等についても中止又は延期**といたします。

あわせて**市民・団体等が実施されるイベント及び集会等についても自粛を要請**して参ります。

記

1 期 間 ： 令和2年5月6日(水)まで

2 対 象 ： 市主催行事、市指定管理施設の主催行事及び集会等

※市民、団体等の主催のイベント及び集会等についても自粛を呼びかけます。

地域創生部市民協働室
文化スポーツ課（横溝）
直通 559-5022（内線 2410）

別紙 4

緊急事態宣言発出後の市内保育施設及び放課後児童クラブの対応 について

このたびの国の緊急事態宣言及び兵庫県の対処方針を受けての市の対応を以下のとおりとし、市内保育施設及び放課後児童クラブの保護者及び事業者へ要請します。

記

1 市内保育施設

認可保育所（市立・私立）
小規模保育施設（私立）
認定こども園（私立）※1号認定の園児は除く

※「1号認定」＝満3歳以上で教育時間(9:00～14:00)利用の子ども

各施設で感染症予防対策を徹底し引き続き開園します。
あわせて、家庭保育の対応が可能な保護者には、可能な限り自宅等での保育を要請します。登園自粛された場合は、必要に応じて保育所等から各家庭へ電話での育児健康相談等により在宅保育の支援を行います。

なお令和2年4月分の保育料については日割り計算を行うこととし差額が生じた場合は後日還付とします。

※保護者、事業者には令和2年4月8日付けで通知

2 放課後児童クラブ

各施設で感染症予防対策を徹底し引き続き開所します。
あわせて、家庭保育の対応が可能な保護者には、可能な限り自宅等での保育を要請します。

登所自粛をされた場合、令和2年4月分の育成料については日割り計算を行うこととします。

※保護者には令和2年4月8日付けで通知

3 その他

※対応は現時点のものであり、今後の状況により変更する場合があります。

子ども・未来部
子育て応援室保育振興課（担当：松本）
直通 559-5073 内線 2650
子ども未来室健やか育成課（担当：井上）
直通 559-5046 内線 2621

健康診査事業の変更について

健康診査事業につきまして、今般の新型コロナウイルス感染症にかかる状況を踏まえ、感染拡大防止策の強化のため、下記のとおり変更いたします。

1 現状

成人を対象とする健康診査事業について、次のとおり実施を予定しておりました。

(1) 集団健診

① 集団健診

開始月：6月 年間実施回数：31回 会場：総合福祉保健センター、市民センター等
実施内容：特定健診、胃・肺・大腸・前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診等

② 女性がん集団健診

開始月：5月 年間実施回数：40回 会場：総合福祉保健センター、えるむプラザ
実施内容：乳がん・子宮頸がん検診、乳房超音波検査

(2) 個別健診

① 特定健診、後期高齢者基本健診等

開始月：5月 市内実施医療機関：47件

② 女性がん検診

開始月：4月 実施医療機関：三田市内11件、神戸市内105件

(3) 歯科口腔健診

実施期間：通年 市内実施医療機関41件

2 変更内容

(1) 集団健診

当面の間、実施を見合わせ、開始時期について再検討を行います。

再開が確定後、予約開始日含め、情報の公開を予定しています。

(2) 個別健診、及び歯科口腔健診

5月6日まで、実施を一時的に中止します。

5月7日からの再開予定ですが、今後の状況により、変更の可能性があります。

(3) 「女性がん検診受診案内はがき」、及び「歯科口腔健診ご案内はがき」の送付

健康診査事業を当面見合わせるため、例年4月上旬に実施の「女性がん検診受診案内はがき」の一斉送付はいたしません。個別健診の再開後、女性がん検診を希望される方には、随時送付いたします。

また、「歯科口腔健診ご案内はがき」につきましても当面の間、対象者への送付を控え、歯科口腔健診の再開決定後、順次送付します。

福祉共生部健康推進室
健康増進課（担当：多田）
直通 559-5701

市内福祉事業所（訪問系サービス）への防護具の提供について

兵庫県内においても、新型コロナウイルス感染症に伴い、介護サービス事業所内（通所サービス）で感染確認された場合など公衆衛生対策の観点から休業要請となるケースが発生しております。通所事業所が休業した場合でも、利用者に対する適切な代替サービスの確保が求められ、国の通知からも十分な感染症対策を前提として代替サービス（訪問系サービス）の調整が示されています。

については、今後感染拡大が懸念される状況の中、訪問系サービス事業所が新型コロナウイルス感染の疑われる者のケアに対応する場合で、事業所に防護具（ガウン、ゴーグル、マスク、ニトリル手袋）の準備がない場合又は、用品に不足が生じる場合に、市が準備している防護具から事業所の申出により必要となる用品を提供します。また、防護具の着脱順序や着脱方法等に十分注意する必要があることから、市民病院内感染対策委員会で作成された資料をあわせて提供します。

記

1 防護具の在庫数（訪問系サービス事業所提供用として）

- ・ガウン 500 枚
- ・ゴーグル 50 個
- ・N95 マスク 500 枚
- ・ニトリル手袋 45 箱（200 枚入）
- ※ゴーグル以外は使い捨て用品

2 対象事業所（訪問系サービス事業所）

	対象施設数
介護保険サービス事業所	20 か所
障害福祉サービス事業所	5 か所
介護保険・障害福祉ともに実施している事業所	12 か所
合 計	37 か所

3 提供要件

以下の要件をすべて満たす場合

- ・訪問系サービス事業所等が新型コロナウイルス感染の疑われる者のケアに対応する場合
- ・事業所に防護具（ガウン、ゴーグル、マスク、ニトリル手袋）の準備がない又は、用品に不足が生じる恐れがある場合

4 事業所への周知

市内の訪問系サービス事業所及び居宅介護支援事業所、相談支援事業所等に文書通知

5 提供の流れ

- ① 事業所からの申出
- ② 市（介護保険課、障害福祉課）で状況聞き取り、数量を決定→提供
 - ※提供数量は1ケースに5日分程度を想定（訪問回数×人数×日数）
 - ※ゴーグルについては使い捨てでないため、必要最低数

福祉共生部健康推進室介護保険課（担当：岸田） 直通 559-5078 内線 2530
福祉共生部共生社会推進室障害福祉課（担当：鶴） 直通 559-5075 内線 2520

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急雇用対策について

1 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、新卒者の内定取消など雇用情勢が急激に悪化している。

国では、採用内定取り消し防止の要請や雇用調整助成金など雇用維持における対策を講じており、市においても、会計年度任用職員として採用し、雇用を生み出すことにより、市内における雇用対策及び経済対策を図る。

2 募集職種・予定数・応募資格・スケジュール等

区分	新卒者の内定取り消し	新卒者以外の解雇者等
応募資格	下記要件をすべて満たす者 ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、企業等から採用の内定取り消しされた者 ② 市内に在住している者又は市内大学・高等学校等の新卒者（R2年3月時点で卒業後3年以内）	下記要件をすべて満たす者 ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、企業等から解雇等された者 ② 市内に在住している者又は市内事業所に勤務していた者
任用形態	会計年度任用職員	
募集人数	10名程度	
試験科目	面接	
採用日	令和2年5月1日以降 随時	
任用期間	令和2年5月1日以降～令和3年3月31日	
募集開始	令和2年4月20日	

経営管理部行政管理室
 人事課(担当:前川)
 電話 559-5037 内線 2340

乳幼児健康診査の延期について

今般の新型コロナウイルス感染症にかかる状況を踏まえ、感染拡大防止策の強化のため、5月6日までの乳幼児健康診査については延期します。

記

○ 延期する事業

4か月児健康診査、9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査

子ども・未来部 子ども未来室
すくすく子育て課（担当：横溝）
直通：559-5079